

## 児童虐待に係る児童相談所からの事案送致について

### ◎ 趣旨

平成28年5月の児童福祉法の改正に伴い、児童相談所から市町への事案送致（逆送致）が平成30年度より本格実施されることから、その内容について報告するもの

### 1 児童福祉法改正の内容

- ・国においては、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化を図るため、平成28年5月に法改正がなされた。
- ・この改正児童福祉法においては、専門職の配置などによる児童相談所や市町村の体制強化に加え、児童相談所と市町村との役割分担の明確化により、迅速かつ適切な対応が図られるよう、児童相談所が受け付けた事案のうち市が対応すべきものについては、児童相談所の権限として、新たに市町村への事案送致ができることとなった。

### 2 事案送致の内容

#### (1) 目的

##### ア 役割分担の明確化

市 町 村：一義的な児童相談や子育て支援

児童相談所：専門性を必要とする事案への対応や市町村への後方支援

##### イ 迅速・確実な対応

児童相談所との統一的な判断基準のもと、事案に応じ、より適切な支援が身近なところで一体的に実施されることが可能

#### (2) 運用方法

児童相談所と市町村との間で事案の重さを判断するための共通の基準となる「リスクアセスメントツール」を用い、適切な役割分担のもと、児童相談所から市に対し、事案送致する。

#### (3) 実施時期

平成30年4月1日～ ※ 平成29年12月1日より試行

#### (4) 送致の基準

県と市町で作成した「リスクアセスメントツール」による総合評価が「軽度」のケース、または「中度」で、市による対応が適切と判断したケース

- ・警察から通告される「面前DV」のケース
- ・「泣き声通告」のケース
- ・既に市の機関が支援を行っているケース

### 3 事案送致への対応

県との事前協議により年間250件程度の受け入れが見込まれることから、増加する事案に適切に対応するため、児童虐待の防止・対応を所管する子ども家庭支援室の職員を平成30年度より4名増員（職員2名、非常勤嘱託員2名）し、相談支援体制の強化を図る。

